

## Q9. 外国人の方向けの対応に関すること

Q1. 日本語がほとんどわかりません。

A1. 本会 HP に、英語・中国語・韓国語・タガログ語・タイ語・ネパール語・ミャンマー語の資料や動画を公開しています。

Q2. 免除申請書を日本語で記入できないのです。

A2. 母国語で記入いただいて結構です。

Q3. 日本語ではない説明書を送付してほしいです（希望言語のもの）

A3. 日本語以外での説明書の送付はしていません。ホームページに、[英語、中国語、韓国語、ネパール語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語の資料や動画](#)を公開しております。

Q4. 長期間帰国していた、外国で仕事をしていた、という方も、非課税証明書と住民票が出せれば償還免除となりますか？

A4. 償還免除対象となります。但し、2022年1月1日に日本に居住していない場合、非課税証明書が発行されませんので、償還免除の要件を満たしません。